

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税及び源泉所得税処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(大隅税務署長)

平成25年9月18日原判決変更・一部認容・棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月3日判決、本資料262号-22・順号11872)

判 決

控訴人	有限会社A
同代表者取締役	甲
被控訴人	国
代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	大隅税務署長 下出水 清
被控訴人指定代理人	澁谷 美保
同	森本 利佳
同	古川 丹生
同	竹本 龍一
同	亀井 勝則
同	上野 英二
同	橋口 智弘
同	伊藤 彰

主 文

- 1 原判決を次のように変更する。
- 2 大隅税務署長が控訴人に対し平成21年6月30日付けでした平成18年6月1日から平成19年5月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち納付すべき法人税額514万8600円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分のうち納付すべき過少申告加算税額74万6000円を超える部分を、いずれも取り消す。
- 3 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを10分し、その6を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

事実及び理由

(前注)略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 大隅税務署長が控訴人に対し平成21年6月30日付けでした平成18年6月1日から平成19年5月31日までの事業年度(本件事業年度)の法人税の更正処分(本件更正処分)のうち

納付すべき法人税額△401円を超える部分（△の印は還付金の額に相当する税額を示す。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件過少申告加算税賦課決定処分）を、いずれも取り消す。

- 3 大隅税務署長が控訴人に対し平成21年6月30日付けでした平成19年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納付告知処分（本件告知処分）及び不納付加算税の賦課決定処分（本件不納付加算税賦課決定処分）を、いずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、本件事業年度の法人税の確定申告をしたところ、大隅税務署長から、①控訴人等とその元取締役らとの間で成立した調停（本件調停）に基づいて控訴人に支払われた解決金及び同調停の成立により消滅した控訴人の債務に相当する金額が益金の額に算入される等として本件更正処分等を受けるとともに、②控訴人は上記の解決金相当額をその代表者に役員給与として支給したとして本件告知処分等を受けたことから、上記の解決金は控訴人に帰属しないし、上記の控訴人の債務も本件調停の成立により消滅したものではない等と主張して、本件各処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。

関係法令の定め、前提事実、本件各処分の根拠と適法性に関する被控訴人の主張及び争点とこれについての当事者の主張は、原判決11頁1行目の「受けわけには」を「受けるわけには」に改めるほかは、原判決の事実及び理由の第2の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は、主文第2項の限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決26頁3行目の「事情があるとはいえないし」を「事情があるとはいえず、控訴人も本件においてはこの点は争わない旨述べるに至っているし」に改める。

(2) 原判決27頁13行目から28頁15行目までを次のとおり改める。

「イ また、Fの昭和50年から同53年までの各8月31日現在の貸借対照表（決算報告書添付）には、以下の金額の未払金が計上されている（乙10）。

① 昭和50年8月31日 1319万4200円

② 昭和51年8月31日 1371万5574円

③ 昭和52年8月31日 1356万7706円

④ 昭和53年8月31日 1573万7929円

ウ さらに、Fの貸金台帳（乙22、23）には、昭和55年9月から同57年8月まで概ね月46万円余りの乙の報酬の手取額が毎月支払われていない旨の記載がなされている。

エ そして、乙は、平成21年3月13日及び同月17日の大隅税務署の財務事務官による各事情聴取の手續、平成23年3月4日及び平成25年1月31日から2月21日にかけての熊本国税局の財務事務官による各事情聴取の手續並びに乙の作成に係る同年6月23日付けの「事実申述書」と題する書面において、要旨、本件借入金については、かつて存在していたFの乙に対する未払賃金等で控訴人に引き継がれたものと、同人が控訴人の取締役役に就任した後の未払の役員報酬等であり（乙8、10、11、15、20）、同人がFの従業員となった昭和37年10月3日から同社の取締役役に就任した昭和41年10月ころまでの間の各月における給与の金額が40万円ないし55万円であったところ、

健康保険等の合計額が約8万円得手取りの金額が約12万円であったことから、その差額が未払賃金として計上されるとともに、同人が取締役に就任した後も役員報酬の未払が生じていたため、これが上記の未払賃金に加算されて計上されたものである旨具体的に申述等をしている(乙8、15、20)。

オ しかし他方、上記Fの賃金台帳(乙22、23)には、昭和55年9月から同57年8月まで概ね月33万円余りの丙の報酬の手取額もまた、毎月支払われていない旨が記載されている。

カ 上記丙に対する役員報酬未払に関する賃金台帳の記載は軽視できず、本件借入金は、前記ア(ア)の決算報告書の記載のとおり額が、本件調停が成立するより前から、控訴人の債務として存在していたものと認められるが、そのすべてについて乙が債権者であったとまでは認めることができず、その一部については丙が債権者であった可能性が否定できない。

そして、乙と丙のそれぞれが有していた債権の額については、これを明確に確定できる証拠はないものの、上記のとおり、乙に対する賃金及び役員報酬の未払がかなり以前から多額になされ、昭和53年8月31日には1573万円余の未払金(ただし、その詳細は不明)が計上されていたこと、Fの賃金台帳の記載でも、丙よりも乙に対する未払金の方が多いこと、乙については控訴人の取締役となつてからも一定額の未払金があつたと考えられること、他方、乙は賃金台帳外で月10万円前後は必要に応じて支払を受けていたが、乙は当時、父親である丙と同居して生計を共にして、支払われた上記金銭の一部は丙個人のために使用され、この部分については丙の未払金の支払を受けたとも解することができること(乙20)等の事情を総合すると、前記ア(ア)の決算報告書の記載の額のうち、その3分の2である1500万8308円の部分については乙が債権者であつたものと認められるものの、それを超える額については、丙が債権者であつた可能性も否定できず、乙が債権者であつたものとは認めることができないものというべきである。

キ 以上に対し、控訴人は、本件借入金の債権者は丙であつたと主張し、これを裏付ける書面として、本件借入金が実際は丙の借入金である旨が記載され、丙の子でFの社員であつたB及び戊の各署名押印がなされた平成21年8月14日付けの「確認書」と題する書面(甲58の1、2)を提出する。しかし、同書面の作成の経緯は何ら明らかではなく、これをもって乙の債権の額が上記認定を下回るものと認めることはできない。

また、控訴人は、乙は署名等がなされていない内容白紙の遺産分割協議書の例文に署名押印するように甲に求めたことがあるが、これは乙が本来丙の遺産であつた本件借入金を独り占めするためであつたと主張し、これを裏付けるものとする書面を提出する(甲55、61)。しかし、乙は上記の署名押印を求めたこと自体を否認しているし(証人乙の書面尋問の結果)、上記の乙の意図についての推測を裏付ける証拠はなく、上記控訴人提出書面は前記認定を左右するものではない。

また、控訴人は、自己の主張を裏付ける書面として甲が作成した諸々の書面(甲43、甲52の1ないし5、甲68の1)を提出するが、これらも何ら前記認定を左右するものではない。

さらに、丙が死亡する前である昭和58年5月期から昭和62年5月期までの控訴人の確定申告書については、乙がこれを紛失したものとしていることから、本件において提出

されていないところ、控訴人は、上記確定申告書が提出されれば本件借入金が乙のものであるか丙のものであったのかが明らかになるのにこれが提出されていないのであるから、本件借入金が乙のものであるとは認められないと主張する。しかし、前記カのとおり、本件借入金のうち3分の2については、本件で提出された証拠により乙が債権者であったものと認定できるのであって、上記確定申告書がなければ証明が不十分であるとか、それが無いことにより上記認定に疑問が生じるということはない。」

- (3) 原判決28頁16行目行頭の「ウ(ア) この点、原告は、」を「ク(ア) さらに、原告は、」に改める。
- (4) 原判決29頁7行目から19行目までを削除し、20行目行頭の「(ウ)」を「(イ)」に改める。
- (5) 原判決30頁23行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「(ウ) 他方、被控訴人は、本件借入金について、丙の分が含まれていることが明確に立証されない限り、全部乙のもの（貸付金）であると推認すべきであると主張するけれども、丙に対する役員報酬未払を窺わせる前記貸金台帳の記載がある以上、本件借入金の全部が乙のものと推認することは困難というべきであるから、被控訴人の上記主張は採用することができない。」
- (6) 原判決31頁1行目の「本件借入金」を「本件借入金のうち、その3分の2の額である1500万8308円の部分については乙が債権者であったものと認められるので、その部分」に改める。
- (7) 原判決31頁4行目の「本件借入金」を「本件借入金のうち、その3分の2の額である1500万8308円の部分について」に改める。
- (8) 原判決32頁7行目の「いうほかない」を「いうほかなく、また、控訴人が本件未払金を未だ存在しているものと認めて坂元に対しこれを弁済しようとしているといったことも何らうかがわれない」に改める。
- (9) 原判決35頁16行目から19行目までを次のとおり改める。

「5 結論

以上によれば、本件更正処分については、その雑収入の記入漏れ額は、本件調停の成立により坂元が控訴人に対して支払うこととなった本件解決金の金額である500万円と、本件調停の成立により控訴人が支払義務を免れた本件未払金15万円及び本件借入金のうち乙が債権者である部分1500万8308円の合計額である2015万8308円となる。

そうすると、控訴人が納付すべき法人税額は、別紙のとおり、514万8600円となる。

また、これを基礎とすると、控訴人に課されるべき本件事業年度の法人税に係る過少申告加算税の額は、次のとおりとなる。

$$514万0000円 \times 0.1 + 464万0000円 \times 0.05 = 74万6000円$$

したがって、本件更正処分及び本件過少申告加算税賦課決定処分のうち、上記の額を超える部分は、それぞれ取り消されるべきである。

これに対し、本件告知処分等は、原判決別紙2の3、4のとおり、いずれも適法なものと認められる。」

2 よって、以上と一部異なる原判決を変更し、主文第2項の限度で本件請求を認容し、その余の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 坂井 満

裁判官 内田 博久

裁判官太田武聖は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 坂井 満

(別紙)

本件事業年度の所得金額及び法人税額 (単位：円)

区分		順号	金額
申告所得金額		①	0
加算	雑収入の計上漏れ額	②	20,158,308
	役員給与の損金不算入額	③	5,000,000
減算	損金の額に算入される役員給与	④	5,000,000
	繰越欠損金の当期控除額の増加額	⑤	860,803
所得金額 (①+②+③-④-⑤)		⑥	19,297,505
法人税額		⑦	5,149,100
所得税額の控除額		⑧	401
納付すべき税額 (⑦-⑧ ※)		⑨	5,148,600

※ 国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てる。